

### **(3) 事業者ポータルサイトにおける手続き、応募方法について**

---

**長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局**

# 通年申請タイプ

## 事業者ポータルサイト（PS）における手続き

171

### 今年度の主な変更点

年度更新、ホームページ更新の他、以下の変更を行っています。ご確認ください。

#### 通年申請タイプ 主な変更点

- P174～ 本事業ホームページリニューアルを反映
- P180 ステータスを2つ追加 A/12,10/12
  - A/12 全体設計承認審査中
  - 10/12 完了実績報告審査終了（支援室）

#### 事前採択タイプ 主な変更点

- P186 本事業ホームページリニューアルを反映
- P192 メールを送信先を変更 [ganda@choki-reform.milt.go.jp](mailto:ganda@choki-reform.milt.go.jp)

※ ページ番号に★がついているページは、昨年度から追加又は変更のあるものです。

172

## 交付申請までの基本的なフロー

- 通年申請タイプ（評価基準型、認定長期優良住宅型）を利用する場合には、アカウント発行を経て、事業者登録を行うことが必要です。
- 事業者登録とは、通年申請タイプを利用する場合に必ず実施いただく最初の手続きであり、法人（支店長名等で契約締結可能であれば、支店・事業所単位でも可。）ごとに、企業名や連絡先等の事業者の基本的な情報等の入力をしていただく手続きです。
- R6年度事業者情報が公表されていた方は、アカウント発行、情報入力を省力化できるように、事業者登録開始時に案内します。
- その後、リフォーム工事をする住宅が決まったら、個別の住宅ごとに住宅登録、速やかに（原則1ヶ月以内）様式のダウンロード後に交付申請手続きを行ってください。

アカウント  
発行

事業者登録

住宅登録

交付申請  
技術的審査

アカウント発行、事業者登録、住宅登録、様式のダウンロード、銀行の口座登録等は、事業者ポータルサイト（HP上）で行います。

### 参考 通年申請タイプの特徴

- 交付申請に先立ち、事前の公募・採択をしない
- 交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能
- 予算の執行状況によっては、受付期間を繰り上げて締め切る場合がある

## アカウント発行

### 基本的な手順① 新規登録はアカウント発行画面へアクセスし、必要な情報を入力

- 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室HP <https://r07.choki-reform.mlit.go.jp/> より、アカウント発行を行ってください。

toppageのここからもアカウントを発行できます。

更新情報	対象期間 (通年申請タイプ)
2025.05.20 令和7年度長期優良住宅化リフォーム推進事業開始について 令和7年度長期優良住宅化リフォーム推進事業の募集を閉...	事業者登録期間 令和7年5月20日～令和7年11月28日
	住宅登録期間 令和7年5月20日～令和7年12月12日
	交付申請期間 【I期】 認定長期優良住宅型 <戸建住宅> 令和7年5月下旬～令和7年9月30日 <共同住宅> 令和7年6月中旬～令和7年9月30日 【II期】 評価基準型 <戸建住宅> 令和7年6月中旬～令和7年9月30日 <共同住宅> 令和7年6月下旬～令和7年9月30日
	完了報告期間 令和7年7月1日～令和8年2月20日

事業者登録が完了する前に締結した工事請負契約等は本事業の補助対象外です。  
住宅登録が完了する前に着手したリフォーム工事は本事業の補助対象外です。  
本事業では主に施工業者又は取組事業者(補助対象事業者)に手続きを行っていただきます。  
補助対象住宅にお住まいの一般消費者(民法者)が直接申請をすることはできません。

本事業の要件を確認してください

補助を受けるための要件

詳しくはこちら

補助金交付受領までの流れ

詳しくはこちら

施工業者・買取再販業者向けのご案内

事業者登録について

詳しくはこちら

一般消費者向けのご案内

● 本事業の事業者登録が完了している施工業者等は「登録事業者情報の公表」ページで公表しています。  
● 登録のない事業者との契約は補助対象とならないため、ご注意ください。

事業者登録には  
ここから進んでください  
次ページへ

前ページから続く

新規登録の  
手続き

令和7年度長期優良住宅型 リフォーム推進事業

HOME 補助金について 補助対象となる工事 申請手続きの詳細 資料一覧 申請書類(様式) Q&A お問い合わせ その他 アンケート回答

HOME > 申請手続きの詳細 > 事業者登録～交付申請まで

## 事業者登録～交付申請まで

本補助事業を適用しようとするリフォーム工事は、必ず事業者登録後に工事請負契約を締結してください。ただし、補助金交付決定がなされるまでは補助金の交付を約束するものではありません。  
インスペクションやリフォームの工事請負契約の締結等は登録事業者（申請者）の自己責任により行ってください。  
申請手続き等は「長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室ホームページ」から行ってください。

- 事業者登録について
  - ・事業者登録とは、本事業を利用する場合に必要な手続きです。
  - ・法人ごと（支店長名等で契約締結可能であれば、支店・事業所単位でも可。）に、企業名や連絡先等の事業者の基本的な情報を登録します。
  - ・登録された情報は事業者情報として公表されます。

アカウントを  
お持ちでない方はこちら  
【新規事業者向けアカウント発行】

アカウントをお持ちで  
事業者登録・住宅登録がまだの方はこちら  
【事業者ポータルサイト入口（ログイン）】

アカウント発行は  
ここから行ってください

アカウント発行が済んだら、  
ここから事業者PSIに入ってください

### 【留意事項】

- ※1 工事発注者（例えば、住宅所有者や管理組合等。ただし、買取再販業者を除く。）は補助事業者となることはできません。  
リフォーム事業と買取再販事業のどちらも行う事業者の場合、「リフォーム事業者」と「買取再販業者」のそれぞれについて登録してください。
- ※2 事務局から個別の事業内容（交付申請の内容等）に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能なメールアドレスとして下さい。なお、登録したメールアドレスは変更できません。

### アカウント発行とは…

事業者ポータルサイトへアクセスするための、ID・パスワードを発行する手続きのことです。

### アカウント情報の入力

○下表の情報を入力してください。

事業者名	
事業者種別※1 (いずれか1つ選択)	<input type="radio"/> リフォーム事業者（法人） <input type="radio"/> リフォーム事業者（個人） <input type="radio"/> 買取再販業者（法人） <input type="radio"/> 買取再販業者（個人）
事業担当者連絡先 (氏名、メールアドレス※2)	

次ページに続く

175

# アカウント発行～事業者登録

## 基本的な手順② 留意事項に同意、事業者情報の入力、HP公表

新規登録の  
手続き

継続登録の  
手続き

### アカウント発行 新規・継続

○担当者メールアドレス宛に、事業者ポータルサイト(PS)のURL、ID、パスワード等がメールで届きます。

事業者PSにログイン

### 留意事項に同意 新規のみ

○右記の留意事項について、同意の上、先に進んでください。

### 事業者登録 新規・継続

○新規：事業者情報を入力、登録します。継続：入力済情報を確認してください。  
【次ページ参照】

HP公表情報の確認後

### 事業者登録 新規・継続

○営業エリアを入力、登録します。  
【次ページ参照】

### 事業者情報の公表申請 新規・継続

○事業者PSで事業者情報を公表する申請を行ってください【次ページ参照】

情報公表後、リフォーム工事を除き  
事業着手可能 新規・継続

### 【留意事項】

- ①事業者情報のホームページへの公表について
  - 事業者情報、営業エリアの入力・登録が終われば、事業者情報の公表申請を行うことができます。公表申請を行っていただくと、即時に情報を公表します。**情報が公表された日が事業者登録日となります。**
  - ホームページには、事業者が申告した内容に基づき、事業者情報がそのまま公表されます。これらの情報の真実性については、情報を申告していただいた方に負っていただきます。  
R5年度に登録されていた情報を移行する継続登録の場合も、事業者情報の確認、営業エリアの登録後、公表申請を行っていただきます。
- ②事業担当者及び決裁者の連絡先について
  - 事業担当者及び決裁者の連絡先の登録は、事業者登録をした単位となります。個別物件ごとに異なる連絡先を登録することはできません。
  - 事務局から事業者登録の内容に関する問い合わせに速やかに対応いただける連絡先としてください。
  - 本事業の手続き・管理が円滑に行われない場合、事務局は当該決裁者に連絡の上、改善を求めることがあります。
- ③交付決定前の事業着手について
  - 事業者の公表を申請後、インスペクションの実施や維持保全計画の作成等に着手できます。住宅登録完了後であれば、リフォーム工事に着手することができます。ただし、交付決定通知が発行されるまでは、いずれの補助金も交付されることは確定していません。住宅登録より前にリフォーム工事着手した場合は、補助金は交付されません。
  - 事業者登録後のメール送信は行いません。ご自分で事業者情報の公表HPをご確認ください。

### 事業者番号（事業者ポータルサイトのログインID）

リフォーム事業者：330001～336999

買取再販業者：337001～339999

176

## 事業者登録における入力内容

下の情報を入力・確認してください。

新規登録：アカウント発行時に入力いただいた情報（赤字）については改めて入力いただく必要はありませんが、間違い等ないか確認してください。

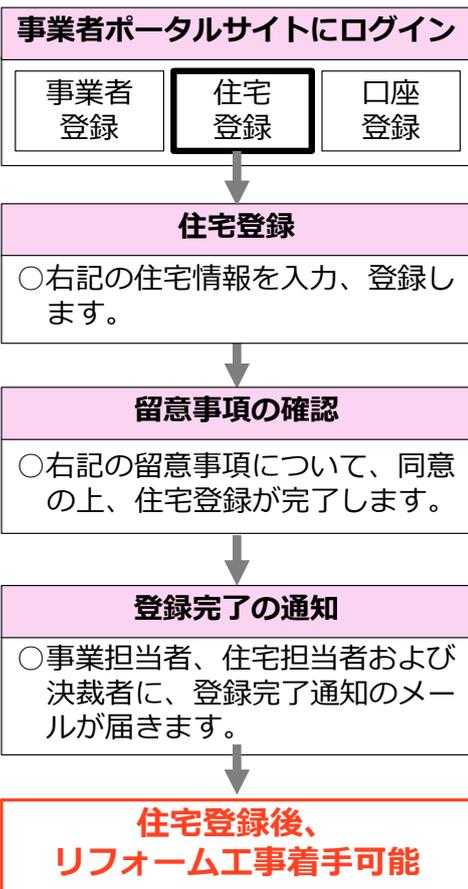
継続登録：全ての情報はR6から引き継ぎますが、必要があれば変更してください。メールアドレス等一部の情報は、事業者PSで変更できないので、変更届を事業者ポータルサイトからダウンロードして、実施支援室に変更手続きを行ってください。

項目	入力・確認内容	
事業者種別★	リフォーム事業者（法人・個人）、買取再販業者（法人・個人）から選択	
法人・個人事業主の名称★	会社名等	
支店・事業所名★	支店名・事業所名（本社の場合は本社と入力）	
代表者	社長名等	
住所★	事業者登録する支店・事業所名の住所	
電話番号（一般受付用）★	一般の消費者からの問合せに対応できるもの	
法人番号（13桁）★	個人事業主の場合は不要	
許認可★	建設業許可と宅建業許可の有無	
住宅瑕疵保険責任保険法人への登録（リフォーム瑕疵保険）の有無★	国土交通省が指定する5法人への登録有無	
登録住宅リフォーム事業者団体への登録の有無★	団体への登録有無	
事業担当者連絡先 （事務局から事業者登録内容の問合せに対応する担当者の連絡先）	支店・事業所名	事業担当者の所属する支店・事業所名(本社の場合は本社と入力)
	住所	事業担当者の所属する支店・事業所の住所
	部署・役職	事業担当者の役職
	氏名	事業担当者氏名
	電話番号	事業担当者の連絡先（事務局から問合せがあります）
メールアドレス	事業担当者の連絡先（事務局から問合せがあります）	
決裁者連絡先	※入力項目は「事業担当者連絡先」と同じ	
営業エリア★	都道府県単位で選択	

★の項目については、評価室のHP (<https://r07.choki-reform.mlit.go.jp/>) で公開します。

# 住宅登録

## 基本的な手順③ 交付申請を行う住宅の登録・様式ダウンロード



### 事業者ポータルサイト

- 事業者登録完了後、住宅登録、口座登録が可能になります。
- 口座登録では、補助金の受取りに用いる口座情報を登録します。  
※住宅登録、口座登録は、事業者登録と同時に開始

### 住宅登録

- 評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれかを選択して、右の情報を入力してください。  
交付申請予定額は、登録時点の見込で入力してください。交付申請額を拘束しませんので、なるべく正確に記入してください。
- R6年度に全体設計承認を受け、R7年度に2年目工事を行う場合、住宅登録の情報入力は不要です。事務局で入力後、メールで案内しますので、内容を確認、1,2年目の申請額を入力してください。

### 【留意事項】

- ①補助金交付申請等マニュアルを遵守し、本事業を実施すること
- ②工事の着手までに、工事請負契約及び共同事業実施規約（施工業者が補助事業者の場合）を締結すること
- ③住宅登録をもってリフォーム工事に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で実施すること
- ④基準等の要件に適合しない場合は本事業の対象にならないこと  
※画面上では、リフォーム工事により基準適合させることが困難な基準への適合性を確認します。確認対象以外の要件にも適合させる必要があります。
- ⑤住宅担当者は、個別の案件毎の問合せに対応できる者とする
- ⑥全体設計承認の申請を行う場合、全工事終了後、基準を満たしていなければ補助金を返還することを了解すること。

# 様式のダウンロード

## ■住宅情報の一覧（住宅登録画面におけるイメージ）

住宅番号	事業タイプ	工事発注者	所在地	住宅登録日	編集・確認・削除	様式のダウンロード	ステータス 技術的審査書類ダウンロード
001	評価基準型	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇 A-A-AA	2022/5/15	確認 削除	様式のダウンロード	交付審査中（支援室）[5/12] 技術的審査書類ダウンロード
002	認定長期優良住宅型	□□□□	□□県□□市□□ B-B-BB	2022/5/13	確認 削除	様式のダウンロード	交付申請書到着済（支援室） [2/10]
003	評価基準型	△△△△	△△県△△市△△ C-C-CC	2022/5/18	削除	様式のダウンロード	

**事業者ポータルサイト**

交付申請書類  
様式1

※ 様式10、様式11（口座登録完了後）、様式20、様式21もダウンロード可能

**実施支援室HP**

交付申請書類  
様式2以降

**ダウンロードする様式以外**

**長期優良住宅（増改築）の認定を取得する場合**

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

- ・評価機関の技術的審査適合証の写し
- ・設計内容説明書の写し

※ 別途、登録住宅性能評価機関の規定により審査を申請

**評価室事務局による技術的審査を行う場合**

「リフォーム後の住宅性能に係る評価基準の適合状況確認書」で建築士が適合確認のために用いた図書等

必要書類をセットして**実施支援室**へ交付申請:原則住宅登録から1ヶ月以内遅れると住宅登録の更新をする必要があります。これを怠ると住宅登録がロックされ、様式のダウンロード等ができなくなります。(この運用は、交付申請可能になってから開始)

## 住宅情報の一覧（住宅登録画面）

### ステータス

事業タイプに応じて住宅登録～交付審査等～補助金支払いまでの進捗状況を段階的に示しています。(★は、評価室による技術的審査を行う場合のみ表示)

	住宅一覧で表示されるステータス	ステータスの説明
1/12	住宅登録済	住宅登録が完了した状態 ※ 支援室に交付申請書類が到着するまで、ステータスはこのまま
2/12	交付申請書到着済（支援室）	交付申請書が支援室に到着し、受付審査が行われている状態 ※ 交付申請書の受付審査が終了するまでステータスはこのまま
A/12	全体設計承認審査中	・全体設計承認の審査が行われている状態
3/12	交付審査中（評価室）★	評価室による技術的審査が行われている状態 ※ 審査で不備等が確認されると、不備指摘を行いステータスは4/12へ
4/12	交付審査中（評価室不備指摘済）★	技術的審査における不備等が確認され、評価室が1回目の不備指摘をした状態 ※ 一旦不備指摘されると、技術的審査が終了するまでステータスはこのまま
5/12	交付審査中（支援室）	技術的審査が終了し、支援室による申請書の審査が行われている状態 ※ 審査で不備等が確認されると、不備指摘を行いステータスは6/12へ
6/12	交付審査中（支援室不備指摘済）	審査における不備等が確認され、支援室が1回目の不備指摘をした状態 ※ 一旦不備指摘されると、審査が終了するまでステータスはこのまま
7/12	交付決定済（支援室）	交付決定通知が発送されてから、完了実績報告が提出されるまでの状態
8/12	完了実績報告審査中（支援室）	支援室が完了実績報告を受理して審査している状態 ※ 報告内容に不備等が確認されると、不備指摘を行いステータスは9/12へ
9/12	完了実績報告審査中（支援室不備指摘済）	報告内容に不備等が確認され、支援室が1回目の不備指摘をした状態 ※ 一旦不備指摘されると、審査完了までステータスはこのまま
10/12	完了実績報告審査終了（支援室）	・完了実績報告の審査は終了、額の確定通知の発出までの状態
11/12	額の確定済（支援室）	額確定通知が発送されてから、補助金が振り込まれるまでの状態
12/12	補助金支払済（支援室）	補助金が振り込まれた状態（振込確認後）

4/12以降、現場変更等により技術的審査が改めて必要になった場合は「再審査」と表示されます。☆/12は再審査が始まった時のまま表示されます。

### 技術的審査書類のダウンロード

評価室による技術的審査が完了すると、審査書類の最終版のデータを住宅情報の一覧からダウンロードできるようになります。(再審査の場合も含む)

## ■住宅登録

### ⑫事業者登録時の担当者（事業担当者）と住宅担当者の違いは何か？

#### 事業者登録時に登録する事業担当者

事業者登録全体の担当者で、事業者登録に関することについて、実施支援室、評価室事務局(以下、事務局等)からの問合せ等に対応していただける方

#### 住宅担当者

個別の案件についての担当者で、個別の交付申請の内容について、事務局等からの問合せ等に対応していただける方

- ・事業者登録時の担当者と住宅担当者は同じでも別々でも構いません。また、住宅担当者は、個別の案件毎に登録することができます。但し、情報の行き違いを避けるため、事業者登録の内容については事業担当者、個別案件の内容についてはその案件の住宅担当者に登録された方に一本化して問合せ等を行ってください。
- ・住宅担当者はいつでも変更できます。住宅登録後も事業者ポータルサイトから修正することができますので、変更があった場合は適宜修正してください。変更届も不要です。  
事業担当者についてはこれまで通り、住宅登録後に変更する場合は、実施支援室に変更届を提出してください(変更届は事業者ポータルサイトからダウンロードしてください)。

181

## ■住宅登録～交付申請

### ⑬住宅登録から交付申請まで1ヶ月以上かかったら交付申請できなくなるのか？

- ・交付申請は住宅登録後、原則、1ヶ月以内に速やかに行ってください。
- ・交付申請が住宅登録から1ヶ月経過しても実施支援室に届かない場合、事業者に交付申請を行っていただくように督促のメールが自動送信されます。
- ・このメールが届いたら、事業者ポータルサイトから該当する住宅登録について、メール到着から1週間以内に、更新ボタンを押してください。
- ・この更新手続きが1週間以内に行われないと、住宅登録がロックされ、様式のダウンロード等を行えなくなり、交付申請ができなくなります。
- ・交付申請を行うために、住宅登録のロックを解除するには事業者PS上で、登録されているメールアドレスを入力していただく必要があります。
- ・交付申請書を発送済でも、事務局が交付申請受領確認までに数日を要しますので行き違いにより、メールが送信されることがあります。その場合は更新手続きを行ってください。事業者PSに反映される前の交付申請書の受付状況を確認する際は、実施支援室までお願いします。

⇒実施支援室 [toiawase@choki-r-shien.com](mailto:toiawase@choki-r-shien.com)

- ・この運用は、交付申請書の様式等が公開されて、交付申請が可能になった日から開始します。これ以前に住宅登録された住宅については、交付申請開始日からカウントして1か月以内に交付申請を行うこととしてください。

182

## ■事業者登録

### ⑭共同企業体（JV）による事業の実施は可能か？

事業者登録は個社・個人によることが原則ですが、以下の要件を満たす場合、共同企業体（JV）による事業者登録を可能とします。

＜共同企業体（JV）の事業者登録要件＞

- ・事業者登録時に、代表幹事会社1社が登録を行う。その際、支店名の記入欄にJV名称を記入する。
- ・登録する口座は、JV名義の口座とする。
- ・補助事業実施に際して実施支援室・評価室事務局とのやり取りは、代表幹事会社の担当者が行う。
- ・資料の保管は、代表幹事会社が行う。

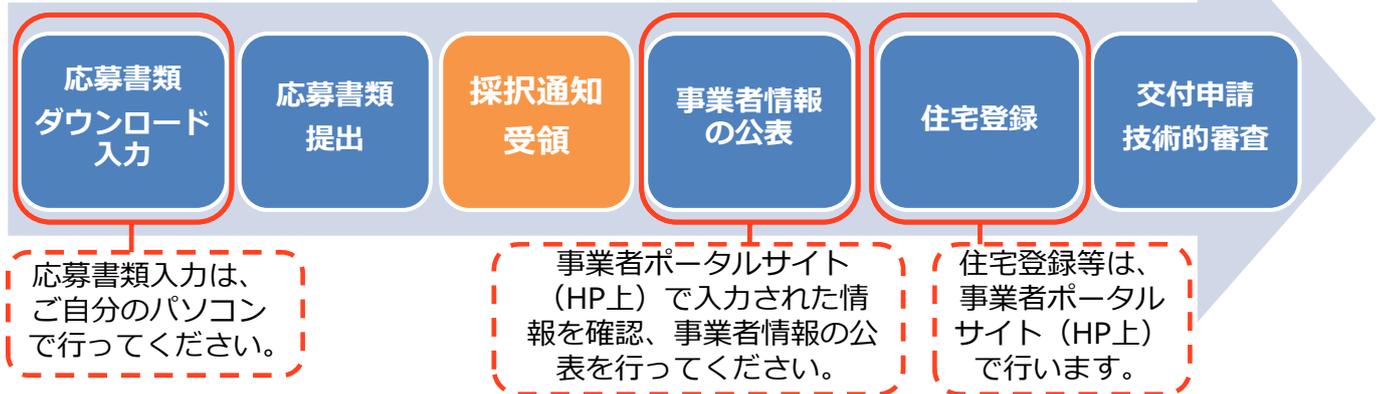
## 事前採択タイプ

－安心R住宅・提案型－

応募方法、及び採択後の手続について

基本的なフロー

- 事前採択タイプは、事業の交付申請を行う前に、「安心R住宅」、「提案型」の提案を行い、採択を受ける必要があります。
- 通年申請タイプを利用する場合は、本フローに基づいて事前の公募・採択を受ける必要はありません。
- 事前採択タイプでは、応募書類入力に必要な情報を入力した上、応募書類をメールで送信してください。



参考 事前採択タイプの特徴

- 一定の応募期間内に複数戸まとめて提案できる
- 提案者毎に一定の予算枠の確保が可能（事業の進捗状況により締切になる可能性あり）
- 公募期間が1か月程度あり、提案に対する審査を行うため、事業着手までに一定の期間が必要

まず初めに 【共通】

基本的な手順①

評価室HPへのアクセスタイプの選択

● 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室HP

<https://r07.choki-reform.mlit.go.jp/>

より、申請手続きの詳細→事前採択タイプと選択してください。

事前採択タイプには、2つのタイプがあります。

- 「安心R住宅」
- 「提案型」

公募概要などを確認、選択してください。応募する場合は、応募書類をダウンロード、募集要領、記入例を参考に記入してください。

令和7年度長期優良住宅型 リフォーム推進事業

HOME 補助金について 補助対象となる工事 申請手続きの詳細 資料一覧 申請書類(様式) Q&A お問い合わせ その他 アンケート回答

更新情報

2025.01.31 交付申請締め切りのお知らせ  
本事業の交付申請は、令和7年1月31日(金)17:00をもって締め切りました。...

象期間

令和7年4月15日から  
令和7年11月28日

事前採択タイプ

- 決められた公募期間中に応募する必要があります。
- 事業者単位で複数戸まとめて応募することができます。
- 「安心R住宅」と「提案型」のタイプがあります。

● 安心R住宅

- 「安心R住宅」の標準を付与して流通される住宅に応募できます。
- 提案者は、「特定既存住宅情報提供者事業者団体」である必要があり、交付申請手続きは、提案時に明らかにする施工業者及び買取再販事業者が行います。
- 事業タイプは、評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれかの要件に適合するものについて交付申請可能です。

公募概要 募集要領 応募書類ダウンロード

応募書類の記入例

● 提案型

- 評価基準型、認定長期優良住宅型の要件では評価できない性能工事について、先進性・汎用性・独自性の高度な提案性を有する場合に応募できます。
- 提案した内容が、評価基準等と同等の性能を確保できると認められるものである必要があります。

「提案型」の事例集は [こちらから](#) >

公募概要 募集要領 応募書類①ダウンロード

応募書類②ダウンロード 応募書類の記入例

基本的な手順③-1 応募書類入力【提案型】

提案番号・事業者番号

350001～(単 独)

355101～(グループ)

事業者番号は、採択された事業者にお伝えします。

下表の情報をダウンロードした様式に入力してください。  
 評価基準又は認定基準によって評価できない項目を含む提案のみ、応募を受け付けます。  
 評価基準によって評価できる提案は、提案型では受け付けません(通年申請タイプで申請してください)。

項目	様式	入力・確認内容
提案申請書	様式1-1(1)(2)	<b>・提案種別、法人情報の入力</b> (事業者種別、グループ・法人・個人事業主の名称、支店・事業所名、代表者、住所、電話番号(一般受付用)、法人番号(13桁)、許可可(建設業許可、宅建業許可)、住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無、住宅リフォーム事業者登録団体の構成員としての公表の有無、 <b>担当者連絡先</b> 、 <b>決裁者連絡先</b> )
事業者の公表情報一覧	様式1-2(1)	<b>・事業者の一覧表示、表示内容の確認</b> ※通年申請タイプで公表される項目(P.123)と同じ項目が公表されます。
グループ提案における構成員(代表提案者を除く)の事業者情報一覧	様式1-2(2)(3)	<b>・構成員情報の入力</b> ※グループの場合、各構成員のうち、リフォーム事業者、買取再販業者について様式1-1と同じ内容を入力 ※リフォーム事業者と買取再販業者の両方の立場で交付申請を行う場合は、両方の立場の構成員情報をそれぞれ入力
リフォーム工事の概算実績等	様式2	<b>・リフォーム工事の概算実績の入力</b> <b>・代表提案者の資本金の入力</b>
事業計画及び補助申請額(1)／提案内容	戸建 様式3-1 共同住宅専用部分 様式4-1 共同住宅共用部分 様式4-2	<b>・提案内容ごとに以下の内容を入力</b> * 事業計画及び補助申請額(1)【様式3-1】 * 提案概要等(戸数、構造、提案概要、提案項目) <b>性能項目別の措置の概要等</b> 【様式4-1】 * 提案の詳細内容【様式4-2(Word形式)】
事業計画及び補助申請額(2)	様式3-2	<b>・補助申請額の確認</b> <b>・他の補助金の有無の入力・確認</b>

提案内容の記入・入力のポイント

①対象住宅の登録【提案型】

- 提案の内容毎に対象住宅を分けて入力してください。

【提案型の場合】

例) 戸 提1: 木造戸建の耐震改修の提案  
 戸 提2: S造戸建の断熱改修の提案  
 共用提1: 共同住宅の耐震改修の提案

番号、戸数を記入

構造を選択

令和7年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(提案型)】 様式4-1/戸建

戸提1

戸数 戸

構造  木造  鉄骨造  RC造  SRC造  その他[ ]

■提案概要

項目	リフォームによる住宅性能の評価	①基準によって評価できない具体的な項目	②代替とする性能向上措置の概要と効果	③基準に相当すると判断した根拠
構造躯体等の劣化対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
耐震性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
維持管理・更新の容易性	<input type="checkbox"/> 認定基準			
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当			
	<input type="checkbox"/> 評価基準			
	<input type="checkbox"/> 評価基準未満			

- ・ 提案のタイトル、提案の概要を記入してください。  
→詳しくは次のスライド
- ・ 評価基準相当、又は認定基準相当を一つ以上、選択してください。
- ・ 同じ住宅種別で複数の提案を行う場合は、シートはコピーしてください。

## ②提案概要等の入力【提案型：様式4-1】

- 提案概要を簡潔に入力してください。

### 【提案型の場合】

提案概要	リフォーム対象となる住宅とそれを取り巻く現状、課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅（築年、構造、劣化状況等）、<u>居住者、事業者の取り組み等の現状と、それらに関する課題等</u>について、簡潔に記入してください。</li> </ul>
性能項目別の措置の概要（提案概要）	①基準によって評価できない具体的な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準によって評価できないが、代替とする性能向上措置により、基準に相当すると判断した具体的な項目を記入してください。 例）「1. 構造躯体の劣化対策」－「1-1.木造」－「e.基礎」のうち、(1) 地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが400mm以上</li> </ul>
	②代替とする性能向上措置の概要と効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「①基準によって評価できない項目」に対し、基準に相当させるために講じる、代替とする性能向上措置の概要と効果を記入してください。</li> </ul>
	③基準に相当すると判断した根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「①基準によって評価できない項目」に対し、「②代替とする性能向上措置」を講じることにより、基準に相当すると判断した根拠を記入してください。</li> </ul>

## ⑤提案の詳細内容の記入

### 【提案型：様式4-2】

- リフォーム対象となる住宅の現状と課題、様式4-1の提案テーマに対して解決方法を示す提案内容、提案における先導性・汎用性・独自性等について、記載してください。

※ 上記のほか、募集要領に記載された「提案のポイント」等を参考にしながら、図表等を用いて記載してください。

様式 4-2+  
1 / 5+

令和7年度口長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ（提案型）】

■提案の詳細内容（提案の種類ごとに5枚以内、かつ参考資料は10枚以内）

グループ名	住宅種別・No.
タイトル	

## 基本的な手順③-2 応募書類入力【安心R住宅】

提案番号・事業者番号

340001~

事業者番号は、採択された事業者にお伝えします。

下表の情報をダウンロードした様式に入力してください。

項目		様式	入力・確認内容
提案申請書		様式1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者となる特定既存住宅情報提供事業者団体情報の入力 (団体名、登録番号、代表者、住所、担当者連絡先)</li> </ul>
特定既存住宅情報提供事業者団体の 構成者情報入力表（安心R住宅用） ※買取再販業者は特定既存住宅情報提供事業者団体の構成員に限る		様式1-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成者情報の入力 (事業者種別、法人・個人事業主の名称、支店・事業所名、代表者、住所、電話番号（一般受付用）、法人番号(13桁)、許認可（建設業許可、宅建業許可）、住宅瑕疵担保責任保険法人への登録（リフォーム瑕疵保険）の有無、住宅リフォーム事業者登録団体の構成者としての公表の有無、担当者連絡先、決裁者連絡先、買取再販実績及びリフォーム工事実績)</li> </ul>
事業計画及び 補助申請額	評価基準型	様式2-1 様式2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅種別の戸数・棟数、補助申請額、工事概要の入力</li> <li>・補助申請額の確認</li> <li>・他の補助金の有無の入力・確認</li> </ul>
	認定長期優良住宅型	様式2-3	

191

## 応募書類入力・提出上の留意点【共通】

### ①入力した内容を確認の上、応募書類を提出してください

- 応募書類は必ず控えをとっておいてください。応募内容により、評価室事務局より問合せをすることがあります。
- 応募書類は**全てメールで送信**していただきます。

メールの送信先 [ganda@choki-reform.milt.go.jp](mailto:ganda@choki-reform.milt.go.jp)

メールアドレスが不適切でメールが届かないことがあります。ご注意ください。

### ②応募書類は最新のバージョンを揃えて提出してください

- 応募書類の一部を修正をした場合、他の部分も連動して変更される可能性があります。
- 提出する応募書類は、必ず、整合が取れた状態で提出してください。

例えば、提案型の様式3-1と3-2は連動しています。3-1を変更したら必ず3-2に反映されたか確認して、整合のとれた状態で提出してください。

# 採択通知受領後の基本的な手順

## 基本的な手順④ 採択通知の発送+アカウント発行【共通】

国土交通省より  
採択通知発送

### 採択通知の内容を確認

- ・「提案型」は提案内容に応じて、要件が付される場合があり、リフォーム等の実施にあたってはこの要件を遵守していただく必要があります。
- ・「安心R住宅」、「提案型」のグループ提案の場合、採択通知は代表者に送付されます。

+

### アカウント発行(ログイン情報の送信)

- 各事業者の担当者メールアドレス宛に、事業者ポータルサイトのURL、ID、パスワード等がメールで届きます。

### 事業者ポータルサイトへのログイン

- ・採択通知と同時期に送信されるアカウント発行メールをもとに、事業者ポータルサイトへログインします。
- ・採択通知受領後の交付申請等の手続きは、グループ提案であっても事業者単位で行っていただきます。
- ・アカウント発行メールは、全グループの構成者に直接、送信されます。

事業者ポータル  
サイトにログイン

193

# 採択通知受領後の基本的な手順

## 基本的な手順⑤ 事業者ポータルサイト (PS) 上の手続き【共通】

### 留意事項を確認・同意

- 留意事項を確認し、同意の上、先に進んでください。

### 補助事業上の留意事項への同意

- ・事業者ポータルサイトに最初にログインする際、補助事業上の留意事項への同意画面が表示されます(通年申請タイプと同様)。

### 事業者情報の確認

- 入力されている情報を確認して、先に進んでください。

### 事業者情報の内容の確認

- ・応募書類の情報により、事業者情報が入力された状態になっています。
- ・事業者種別や法人・個人主の名称等、一部の情報は変更できません。

### 営業エリアの登録

- 営業エリアを47都道府県から選択してください。

### 営業エリアの新規入力

- ・事業者情報は、応募書類の情報以外に、営業エリアについて新たに入力する必要があります。

### 事業者情報の公表申請

- 評価室ホームページに事業者情報を公表する申請を行ってください

### 事業者情報の公表申請

- ・事業者情報の公表申請を行うことができます。公表申請を行うと、事業者情報を公開します。即時公開されますのでご注意ください。
- ・採択通知に記載されている日付が、事業者登録日となります。

194



# 事前採択タイプ

## －提案型－

### 提案のポイント

197

## 提案のポイント

### 1 より具体的な提案内容を記載すること

- 改修後何年間の供用を前提としているかなど、建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案がされていること

### 2 選択した項目について、具体的な性能向上措置の内容等を示すこと

- 「認定基準相当」「評価基準相当」を選択する項目について、性能向上措置の内容と効果が示された具体的な提案であること
- 過年度採択された提案者が引き続き提案型に応募する場合は、既往の取組結果による課題等を明らかにした上で対応が図られた提案であること
- 提案における先導性・汎用性・独自性等について、提案者による自己評価を示すこと。
- 過剰な居住者負担や費用を伴わないなど、費用対効果等にも配慮された提案であること

### 3 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

- 独自の工法の適用等により評価基準相当であることを提案するにあたっては、実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されていること
- 根拠として技術文献を引用する場合には、その技術文献の主旨を十分に理解し、技術的な適切性に配慮したものであること

198

## 4 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**されていること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等の様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置されていること

# 具体的なポイント

## 1 提案する住宅の状況や課題等を踏まえ、具体的に提案すること

- 改修後何年間の供用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること



RC造住宅のコンクリートについて、飛来塩分による影響であることを明らかにした上で、コンクリートの劣化を抑制する処理を行うと共に、適切な維持管理を実施する。具体的な適用方針は以下のとおり。

- ○○の研究によると、沿岸部から○○km以内に立地する住宅は、飛来塩分の影響により、建築後約○○年で鉄筋腐食に至り、コンクリートに劣化事象が生じる可能性がある。
- このことから、築○～○年の沿岸から○○km以内の住宅で、塩化物イオン量が0.3kg/m<sup>3</sup>以上である場合には、その劣化事象が飛来塩分によるものであることを、○○○調査により明らかにする。
- 飛来塩分によるものである場合は、○○工法を用いて表面を保護するとともに、経年的な飛来塩分による影響を抑えるため、適切な維持管理を行い続ける。
- 一方、飛来塩分に起因しない場合は、改めて○○○調査を実施し適切な対応を図る。

住宅の状況を踏まえた適用条件等が具体的に明示されている。  
また、適用条件に該当しない場合の対応も記載されている。



沿岸部の住宅であって、飛来塩分に起因するコンクリートの劣化事象が生じている場合は、○○工法を適用し、劣化の進行を抑制する。

適用すべき条件等が不十分であり、また、その技術にどのような効果があるか説明が不十分であるため評価できない。

## 2 選択した項目について、具体的な性能向上措置の内容等を示すこと

- ・ 「認定基準相当」「評価基準相当」を選択する項目について、性能向上措置の内容と効果が示された具体的な提案であること
- ・ 過年度採択された提案者が引き続き提案型に応募する場合は、既往の取組結果による課題等を明らかにした上で対応が図られた提案であること
- ・ 提案における先導性・汎用性・独自性等について、提案者による自己評価を示すこと。
- ・ 過剰な居住者負担や費用を伴わないなど、費用対効果等にも配慮された提案であること



【テーマ】

その他のテーマ

「筋かい等の設置状況がわかりにくい木造住宅における、非破壊調査による筋かい等の位置・有無等の把握方法と、的確な補強工事の内容についての提案」

課題や趣旨が明確なテーマを設定している。  
また、解決方法の概要も理解できる。



【テーマ】

その他のテーマ

「Low-E複層ガラスによる省エネルギーフォーム」

課題が不明確なテーマ設定をしている。  
(例えば、Low-E複層ガラスが一般に普及してきている中で、先導性・独自性等があることがわかるテーマ設定をする等の工夫が必要。)



昨年度採択されて事業を実施した結果、新たに〇〇といった課題が明らかとなったため、これを解決するため、昨年度の提案に加え、今年度は〇〇を新たに提案する。具体的には……

過年度事業から新たに明らかとなった課題を踏まえ、さらに提案を発展させている。



過年度採択された提案を引き続き実施する。

過年度と全く同じ提案をしている。  
少なくとも過年度の実施状況を記載した上で、全く同じ提案をする理由を明確にすべき。

## 3 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

- ・ 独自の工法を適用する場合には、客観性を有する検証結果に基づく妥当性や適用条件・実績等の実効性・実現性が示されていること
- ・ 根拠として技術文献を引用する場合には、その技術文献の主旨を十分に理解し、技術的な適切性に配慮したものであること



床下の換気口を新たに設置することは、費用面から施主に負担がかかるとともに、基礎の状態によっては耐震性能を損なう可能性がある。

そこで、第三者機関である〇〇機関に有効換気量の評価を受けた、自社開発の〇〇工法を用いて評価基準相当の床下の換気量を確保する。(評価書は別添のとおり)

この工法は評価機関により、通常よりも3倍の換気量を有すると評価されていることから4m以下ごとに有効面積100cm<sup>2</sup> (評価基準上は300cm<sup>2</sup>) とすることで評価基準相当であると判断する。

適用する技術の有効性を、第三者機関の評価を受けていることにより説明している。さらに、その具体的な適用方法を記載しているほか、証拠となる評価書を添付している。



省エネ性に関して弊社で開発した〇〇工法を用いる。この工法は過去10年間採用している工法であり、長年の実績があり、高い省エネ効果が認められる。

これまでの実績が記載されているものの、効果の検証結果等が示されておらず、評価に値する工法なのか判断ができない。

## 4 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**されていること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等の様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置されていること



土台の劣化状況等を確認し、劣化がない場合には、土台に××という下処理を施した上で、××という自社で開発した防腐防蟻処理を施し、その後5年間は毎年点検を行うことによりK3相当の防腐防蟻の効果を得る。5年間問題なければ、その後は3年おきの点検とし、問題あれば引き続き毎年の点検とする。また、劣化があった場合には、土台そのものを交換した上で、同じ工程で防腐防蟻処理を行う。（図1参照）

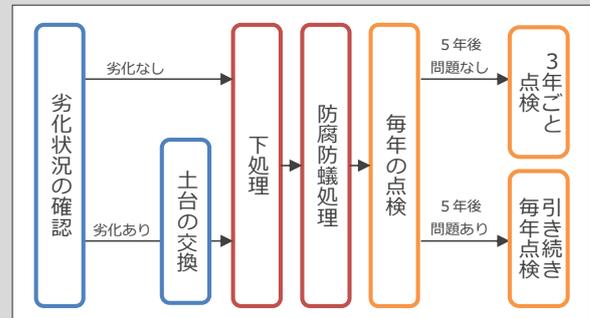


図1：土台の防腐防蟻処理実施の流れ

図や写真等を用いることで、より審査側の理解が深まる。



土台の劣化状況等を確認し、劣化がない場合には、土台に××という下処理を施した上で、××という自社で開発した防腐防蟻処理を施し、その後5年間は毎年点検を行う。5年間問題なければ、その後は3年おきの点検とし、問題あれば引き続き毎年の点検とする。また、劣化があった場合には、土台そのものを交換した上で、同じ工程で防腐防蟻処理を行う。

特に複雑な提案をする場合には、文章だけでは理解できない場合がある。